



相談室便り 2003年11月号

何時の間にか晩秋を迎え、日増しに寒さが加わってまいりました。色とりどりの菊の花が、とてもきれいですね。

今回は健康保険の『傷病手当金』について、御説明させていただきます。

『傷病手当金』とは、健康保険の被保険者の方が、病気やけがのため仕事を休み、給料がもらえなかったり減ったりした場合に、これを補い生活の安定を図り、安心して療養に専念できることを目的に作られた補償制度です。

a 傷病手当金が受けられる時(下記のすべてに該当すること)

病気、けがのため療養中であること(自宅療養を含む)

いままでに従事していた仕事につけないこと

4日以上仕事を休んだ時(仕事を休んで4日目から至急されますが、その前の3日間の休みは連続していること:待機完成)

お給料がもらえないこと(お給料をもらっていても、その額が傷病手当金よりも少ない場合は、その差額が至急されます)

b 支給される金額

休業1日につき、標準報酬月額のお6割が支給されます。

c 支給される期間

休業4日目の支給開始日から1年6ヶ月の期間支給が受けられます。この1年6ヶ月というのは、傷病手当金を受けはじめてから、暦の上での1年6ヶ月であって、1年6ヶ月分受けられるという意味ではありません。1年6ヶ月以内に仕事に復帰できたため、傷病手当金の請求をしなかったが、再度おなじ病気で就業できなくなり傷病手当金を再開した場合、請求しなかった期間を1年6ヶ月に足すことは出来ません。また、病気やけががなおって就業できる状態になれば、当然、傷病手当金は受けられません。

注)同じ病気であっても、完全に治った後再発した場合は、再発して支給要件を満たした時からふたたび1年6ヶ月傷病手当金が支給されます。同じ病気で再請求するときは、完全に治った後での再発であることを、医師の証明書などで明らかにすることが大切です。

d 手続き方法

『傷病手当金請求書』に事業主の証明と、医師の意見書を添えて、保険者(社会保険事務所または健康保険組合)に提出します。

e 請求期限

請求期限は仕事を休んだ日から2年間です。以前入院したが、傷病手当金について知らなかったので請求しなかった場合、2年以内であれば今からでも請求できます。

f その他

傷病手当金を受けている期間中に事情により退職した場合でも、引き続き傷病手当金を受けることができます。しかし、有給等を使って退職日まで給料の支給を受けていた場合、3日続けて休んだことにならないため(待機期間が完成していない)、退職後に傷病手当金を受けることができません。退職日までに待機完成をしておく必要があります。

*この制度は健康保険のみの制度で、国民健康保険にはありません。国民健康保険の保険者である市区町村が、独自に実施できるとなっていますが、現在のところ全く実施されていません。国民健康保険にも何らかの休業補償制度をつくるよう働きかけていく必要があると思います。

<知っていますか? :入院時食事療養費の減額>

入院時食事療養費の自己負担額は、現在1日760円です。しかし、これも住民税非課税の世帯は、わずかですが減額になります(これは健康保険、国民健康保険の両方)。どのくらいの減額になるかですが、年金の額や1年以内にどれくらい入院しているかによって、650円、500円、300円に減額されます。手続きは、健康保険は社会保険事務所、国民健康保険は市区町村の国民健康保険の係でおこないます。申請した月の1日から減額されますので、該当するかな、と思われたら早めに申請しましょう。

今回は、傷病手当金、食事療養費の減額について取り上げてみました。何かわからないことがありましたら、いつでもソーシャルワーカーにお声をかけて下さい。

